（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「第二十五条の十の十第七項」と」の下に「「特定口座年間取引報告書」とあるのは「特定口座年間取引報告書又は電磁的記録印刷書面」と」を加える。

第二十一条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成二十九年一月一日から同年三月三十一日まで」に「とする」を「と、同年四月一日から同年十二月三十一日までの間における租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則第十九条の十一の三第七項の規定の適用については、同項中「法第四十一条の十九の三第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の三第一項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項第一号に定める金額若しくは当該金額と同項第二号に定める金額との合計額について同項」とする」に改める。

○財務省令第二十五号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第八号及び第十一条並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号、第十二号及び第二十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項第三号中「第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）」及び「第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）」を削り、同項第六号を次のように改める。

六　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この項において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十七条第九項又は第八十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第八号において「平成二十九年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定

第四条第二項に次の二号を加える。

七　平成二十九年改正法附則第六十八条又は第八十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第五十五条の三（第三項から第六項までを除く。）又は第六十八条の四十三の三（第三項及び第四項を除く。）の規定

八　平成二十九年改正法附則第六十九条第九項若しくは第十一項又は第八十四条第九項若しくは第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五条の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）若しくは第六十五条の九又は第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）、第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）若しくは第六十八条の八十の規定

様式第一の記載要領第四号の表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項及び様式第二の記載要領第四号の表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例の項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

○財務省令第二十六号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十六号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第二項第一号中「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改める。

第三条の三の三第一号中「第十二条の三の三第一項第一号」を「第十二条の三の三第三項第一号」に改め、同条第二号中「第十二条の三の三第一項第二号」を「第十二条の三の三第三項第二号」に改める。

第三条の五中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条に次の一号を加える。

三　その賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその賃貸住宅の所在地が東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域内でない旨を証する書類

第三条の五の三中「第十三条の二の三」を「第十三条の二の四」に改める。

第三条の七第五項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第四条第三項中「第三十七条第八項」を「第三十七条第九項」に改める。

第五条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十五条第三項」を「第十五条第一項」に、「第十一条第二十五項」を「第四十一条第二十六項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第五条第三項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三項」を「第一項」に、「第十五条第五項」を「第十五条第三項」に、「第二十六条の四第二十二項」を「第二十六条の四第二十三項」に、「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項に」を「第一項に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五条第六項」を「第五条第四項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条の二第一項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十六項」に改める。

第五条の三第二項中「第二百六十二条第一項第七号」を「第二百六十二条第一項第六号」に改め、同項第一号中「（平成二十三年法律第百二十二号）」を削る。

第六条の二の二第二項第一号中「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改める。

第六条の三の三第一号中「第十七条の三の三第一号」を「第十七条の三の三第三項第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の三の三第一号」を「第十七条の三の三第三項第二号」に改める。